令和 4 年 9 月 26 日 静岡県危機報道官 電話 054-221-3594

(件名) 台風15号による被害に対する自衛隊の派遣要請について

1 概要

台風15号の被害に対する自衛隊の派遣要請を9月26日(月)午前10時25 分に行った。

2 根拠法令

自衛隊法第83条第1項

3 要請先

陸上自衛隊 第1師団 第34普通科連隊

4 対象地域

静岡市、川根本町 等

5 要請内容

概要	内容
孤立集落対策	山間地の崩落土砂撤去など孤立集落之解消 対策
道路や歩道など公共施設の土 砂等撤去	道路、歩道など堆積している土砂等災害に よる障害物の撤去
清水谷津浄水場の復旧業務	取水口の流木撤去など復旧対策
給水業務	給水車派遣による住民の生活用水の確保

6 今後の活動のスケジュール

今後調整

《参考》自衛隊法第83条第1項

(災害派遣)

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。